

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

５７，６２０千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

５０５，５１６千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	43,550	17,640			5,684	20,226
	児童手当	90,240	82,050			1,797	6,393
	障害者自立支援事業	127,100	93,700			7,328	26,072
	子ども子育て支援事業	23,500	15,662			1,720	6,118
	小計	284,390	209,052	0	0	16,529	58,809
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	42,596	32,456			2,225	7,915
	後期高齢者医療広域連合負担金	39,230				8,606	30,624
	介護給付費繰入金	74,020				16,239	57,781
	介護保険地域支援事業繰入金	1,080				237	843
	小計	156,926	32,456	0	0	27,307	97,163
保健衛生	フォロー健診	1,500				329	1,171
	母子保健事業	10,270	1,340			1,959	6,971
	疾病予防対策事業	52,430	30			11,496	40,904
	小計	64,200	1,370	0	0	13,784	49,046
合計		505,516	242,878	0	0	57,620	205,018

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。